

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○全人教育論	2	4	12	高 1 種のみ
		異文化理解と教育	2			
		生命と性の教育	2			
		情報メディアの活用	2			
		教職演習A	1			
		道徳教育の理論と方法（中）	2			
		教育インターンシップA	2			
		免許状取得に必要な単位数		4	12	

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	2	
		○体育	1			
外国語コミュニケーション	2	ELF 101	4	4	4	※①
		ELF 102	4			
		ELF 201	4			
		ELF 202	4			
		ELF 301	4			
情報機器の操作	2	マルチメディア表現	2	2	2	※②
		ネットワーク入門	2			
		情報科学入門	2			
		データ処理	2			
		免許状取得に必要な単位数		10	10	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記 5 科目より 1 科目 4 単位以上を修得してください。

※② 「情報機器の操作」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記 4 科目より 1 科目 2 単位以上を修得してください。